

令和5年度

富士宮市

創工ネ・蓄工ネ機器

設置費等補助事業

(事業者用)

応募要領



® 富士宮市さくやちゃん

富士宮市では、再生可能エネルギーの導入及び非常時に強いまちづくりを推進するため、市内に事業所等を有する事業者が創エネ・蓄エネ機器を設置又は購入する場合に、予算の範囲内において、次の要領により設置費等の一部を補助します。

応募期間

令和5年4月3日(月)から令和6年1月31日(水)まで

※ただし、予算額に達し次第、受付終了。

実績報告書の提出期限:令和6年3月11日(月)必着

予算額

5,000万円(すべての補助対象機器に対する補助金額の合計額)

対象者

創エネ・蓄エネ機器を設置又は購入し、次のすべての要件を満たす事業者
なお、同一種類の機器に対する補助金は、同一事業者につき1回限りです。

- (1) 市内において事業を営んでいる者。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社を除く。
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 市内に事業所等を有すること
- (4) 機器の設置又は購入に関し、市の他の補助金を受けていない者
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- (6) 暴力団又は暴力団員等、もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

補助対象機器・補助金額

※機器設置工事着手前・車両登録前に申請してください。

補助対象機器は、未使用品で、事業所の敷地内に設置・保管するものに限りです。

なお、定置用リチウムイオン蓄電池は、6年間以上継続して使用する内容のリース契約を締結したものを含みます。

複数の機器を設置・購入する場合は、各々の補助金を受け取ることができます。

(1)太陽光発電システム

●補助対象機器

太陽光を利用して発電するシステムで、次の項目を満たすもの。

- ・事業所の敷地内(事業所の屋根等)に設置し、発電された電力を事業所の電力として使用するために供給するもの。
- ・PPAモデルではないこと
- ・全量売電しないこと

●補助金額:1kW当たり20,000円(上限:1,000,000円)

太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力を比較して低い方の出力に20,000円を乗じた金額。

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池

●補助対象機器

リチウムイオン蓄電池に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの。(6年以上継続して使用する内容のリース契約を締結したものを含む)

●補助金額: 上限100,000円 (リース契約の場合: 上限50,000円)

(3) ビークル・トゥ・ホームシステム

●補助対象機器

電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて事業所等の電力として使用するために必要な機能を有するシステムで、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象設備として指定しているもの。

●補助金額: 上限50,000円

※市の補助対象機器である、定置用リチウムイオン蓄電池を備える設備については、蓄電池の補助金額(上限100,000円)を合わせて交付いたします。

(4) クリーンエネルギー自動車

●補助対象機器

自家用として購入する電気自動車又はプラグインハイブリッド車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象車両として指定しているもの。

ただし、新車の状態で所有し、補助金申請者と車検証の使用者が同一名義であるものに限る。

●補助金額: 上限50,000円

補助対象経費

補助対象経費は、本体機器等の機器費用(※)から国・県等の補助金額を差し引いた金額とし、設置に係る工事費、諸経費等は補助対象外とします。

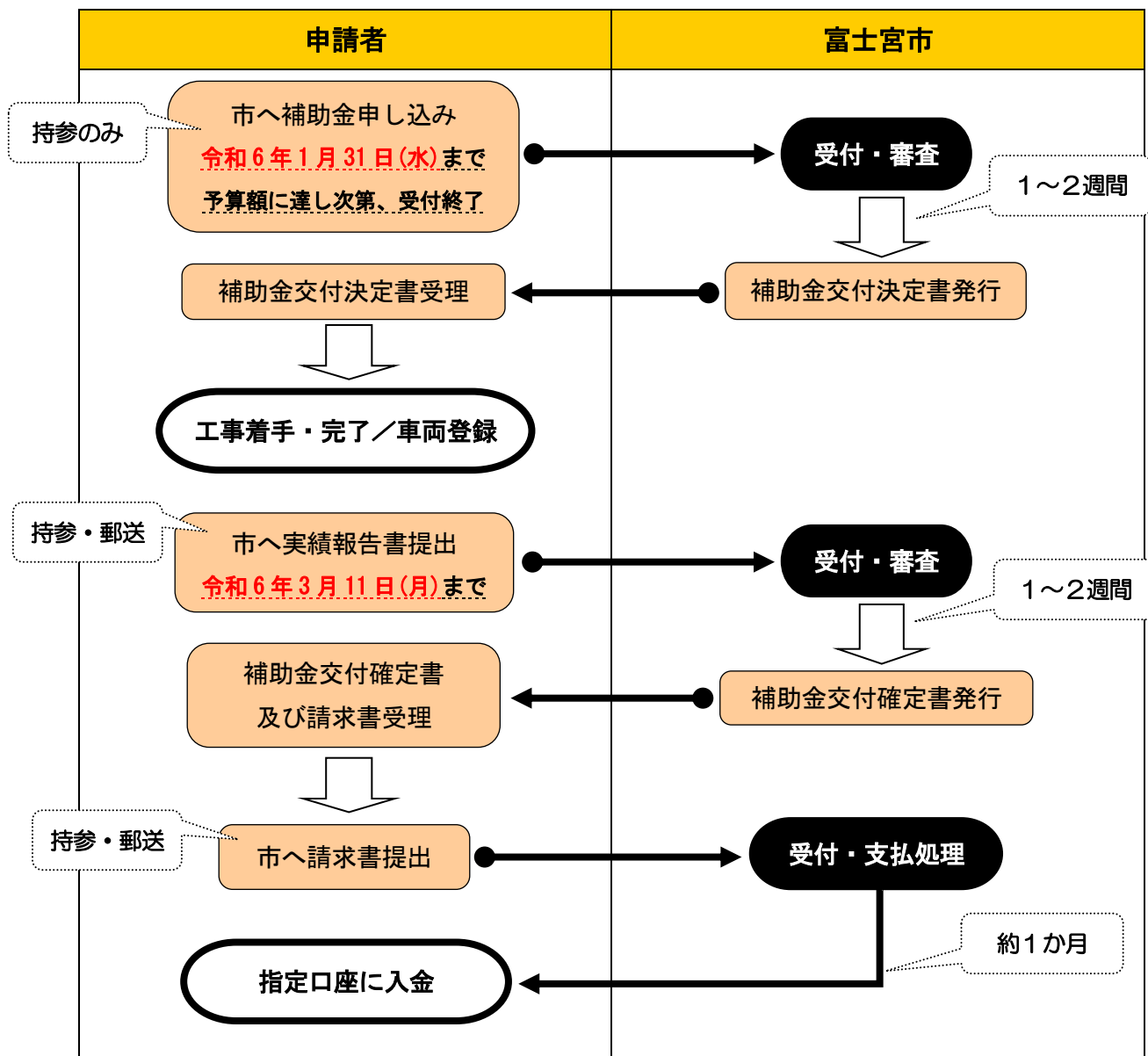
※クリーンエネルギー自動車は税込、その他の機器は税抜で記入してください。

補助金額の計算方法

市の補助金額は、補助対象経費の2分の1以内、上限額を超えない額を支給します。また、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

※国・県等の補助金制度があり、申請期限内のものは補助金申請を行ってください。

補助金申請の流れ



- 富士宮市に補助金交付申請書を提出後、補助金交付決定書を発行するまで1~2週間かかります。工事着工日・車両登録日までの日数を考慮し、余裕を持って申し込んでいただくようお願いします。
- 富士宮市の補助金交付決定書が発行される前に機器設置工事に着手(※)した場合又は車両登録した場合は補助金を受け取ることができません。必ず、富士宮市の補助金交付決定書を受け取ってから着手いただくようお願いします。

※機器設置工事の着手とは

補助対象機器の設置に関する工事に着工した段階で、機器設置工事に着手したものとみなします。太陽光発電システムは屋根工事等に着手すると、機器設置工事の着手として補助金が受けられない場合もありますのでご注意ください。

また、現地調査により事前着手を確認した場合は、補助金の申請を取下げいただくこととなりますので、ご注意ください。

※ただし、令和6年3月11日(月)までに実績報告書を提出することが必要です。

補助金を受けようとする方は、下記書類をすべてそろえて、**環境企画課窓口**に直接提出してください。

郵送・ファックス等による提出や、申請書及び添付資料に不備・不足がある場合は受け付けできませんので御注意ください。なお、下記書類以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

【全機種共通の書類】

- ・1つの事業所が複数の機器を設置・購入する場合は、1部のみ提出してください。
- ・複数の事業所に機器を設置・購入する場合は、事業所ごとに提出してください。

No	提出書類	備考
1	富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金交付申請書	市指定の様式
2	創エネ・蓄エネ機器設置等計画書	市指定の様式
3	申請者の市税完納証明書	申請書提出日前 1か月以内 に取得したもの
4	対象機器・購入車両の経費内訳が確認できる契約書又は見積書の写し	・リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたりリース契約書等の写し ・契約名義が申請者と同一であるもの
5	設置機器・購入車両の仕様が分かる資料	カタログ、パンフレットなどの写し(型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの)
6	機器設置工事着手前・車両購入前の現況のカラー写真 ・建物全体 ・機器設置場所(保管場所)	・交付申請書提出日前 2週間以内 に撮影されたもの ・撮影日を記載すること ※クリーンエネルギー自動車のみ場合は、建物全体の写真は不要。 ※実績報告時にも同じ角度から撮影し、同一の建物であることが分かる写真を提出すること
7	機器を設置等する場所近辺の地図	縮尺1,500分の1程度のもの。印をつけるなど、設置場所を明示すること。
8	補助金にかかる誓約書	市指定の様式
9	申請者が事業者であることが確認できる書類	(法人の場合) ・履歴事項全部証明書(3か月以内に発行したもの) (個人事業主の場合) ・税務署等に提出した「個人事業の開業届出書」、「収支内訳書」の写しなど
10	補助金申請書類チェックリスト	市指定の様式
11	代理人選任届	市指定の様式 事務手続きを代理で行う場合のみ必要

【太陽光発電システムを設置する場合の追加書類】

- ・モジュールを設置予定のすべての箇所の写真
 - ・パワーコンディショナの設置予定箇所の写真
 - ・太陽電池モジュールの配置図
- }(交付申請書提出日前**2週間以内**に撮影されたもの)

補助金交付決定

交付申請書を受付後、必要に応じて現地調査を行い、1～2週間程度で、申請書に記載されている住所地に「補助金交付決定書」を送付します。受領後、機器の設置・登録をしてください。

市への実績報告書の提出

提出期限: 令和6年3月11日(月)必着

機器の設置又は購入後、下記の書類をすべてそろえて、速やかにご提出ください。

※下記の書類に代わる書類での受付はできかねます。提出期日までに実績報告書類の提出が不可能な場合、補助金の申請の取り下げが必要です。速やかに「富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金交付申請取り下げ書」をご提出ください。

【完了日とは・・・】 ※複数の機器を設置・購入し、完了日が異なる場合は、完了日が遅い日を記入すること。

・太陽光発電システム: (A) 系統連系日

(B) 対象機器の保証書に記載された日

※(A)(B)のいずれかの日付

・クリーンエネルギー自動車: 車両登録日

・その他の機器: 対象機器の保証書に記載された日(リース契約の場合は、機器の利用が可能となった日)

※**実績報告書は郵送でも提出できますが、不備・不足がある場合は返送します。** 郵送前に必ず確認をお願いします。

【全機種共通の書類】

No	提出書類	備考
1	富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金実績報告書	市指定の様式
2	機器設置工事・購入車両の領収書の写し	申請時に提出した契約書の契約金額又は見積書の見積金額が支払われたことが分かるもの。
3	機器設置工事完了後・購入車両のカラー写真	下記【実績報告時のカラー写真】を参照
4	実績報告提出書類チェックリスト	市指定の様式

【実績報告時のカラー写真】

次のカラー写真を提出してください。

(1) 全機種共通 ※クリーンエネルギー自動車のみ場合は不要

・**交付申請時に提出した写真と同じ角度**から撮影した機器設置工事完了後の**建物全体**の写真

(2) 太陽光発電システムの場合

・モジュールを設置した箇所すべての写真(**モジュールの枚数が確認できるもの**)

・パワーコンディショナの本体及び銘板の写真(型式名や製造番号が明確に読み取れるもの)

※ 銘板の写真については、パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料(出荷成績書または保証書の写し等)で代用可能。

(3) 定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステムの場合

・本体及び銘板、設置状況が分かる写真

(4) クリーンエネルギー自動車の場合

- ・自動車本体及びナンバープレートの写真
- ・購入車両が写っている保管場所の写真

(注意) 3月11日(月)までに撮影した写真を添付すること。距離が遠く対象機器の確認ができない写真、銘板やナンバープレートの文字がぼやけている写真は受け付けできませんのでご注意ください。

【機器ごとの追加書類】

(1) 太陽光発電システムの場合

(売電をする場合)

- ・電力受給契約(接続契約)に関する通知の写し(「接続契約のご案内(東京電力パワーグリッド)」または「発電設備の連系に関するお知らせ(中部電力パワーグリッド)」のいずれか)
- ・系統連系日を確認できる書類等の写し(電気事業者からのメール画面コピー可)
もしくは、本体機器(モジュール及びパワーコンディショナ)の内容を含んだ保証書の写し
- ・パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料(銘板写真でも可)

(売電をしない場合)

- ・本体機器(モジュール及びパワーコンディショナ)の内容を含んだ保証書の写し
- ・パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる資料(銘板写真でも可)

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステムの場合

- ・保証書の写し(リース契約の蓄電池の場合は、設置の完了が確認できる書類)

※ 日付、型式、販売者名が記載されているもの。システムを構成する機器にそれぞれ保証書が添付されている場合は、すべての保証書の写しを提出してください。

(3) クリーンエネルギー自動車の場合

- ・車検証(車検証記録事項)の写し(補助金の申請者と車検証の使用者が同一名義のもの)

補助金交付確定

実績報告書を受付後、必要に応じて現地調査を行い、実績報告書に記載されている住所地に「補助金交付確定書」を送付します。交付確定書には請求書を同封して送付します。

請求書提出・補助金の振込

請求書に必要事項を記入後、2週間以内に郵送又は環境企画課窓口を持参して提出してください。
請求書を受理後、約1か月で指定口座に補助金を振り込みます。

計画内容に変更があった場合

計画内容に変更(補助金申請額の増減等)があった場合は、下記の書類を環境企画課に提出してください。
補助金額が増額になる場合は、機器設置工事着手前又は車両登録前に提出があった場合のみ補助金額を増額します。機器設置工事着手後又は車両登録後に提出があった場合は、補助金額の増額は行いません。補助金額が減額になる場合は、提出の時点に関わらず、補助金額を減額します。

【補助金額が増額になる場合】 ※提出は機器設置工事着手前または車両登録前

No	提出書類	備考
1	富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金変更交付申請書	市指定の様式
2	創エネ・蓄エネ機器設置等計画書	市指定の様式
3	対象機器・購入車両の経費内訳が明記されている 変更後の 契約書又は見積書の写し	リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写し
4	変更後の 設置機器・購入車両の仕様が分かる資料	カタログ、パンフレットなどの写し(型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの)
5	機器設置工事着手前・車両購入前の現況のカラー写真(撮影日記入)	・変更交付申請提出の2週間以内に撮影されたもの ・変更交付申請書提出時点で機器設置工事着手前または車両登録前であることが分かるもの

【補助金額が減額になる場合】

No	提出書類	備考
1	富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金変更交付申請書	市指定の様式
2	創エネ・蓄エネ機器設置等計画書	市指定の様式
3	対象機器・購入車両の経費内訳が明記されている 変更後の 契約書又は見積書の写し	リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写し
4	変更後の 設置機器・購入車両の仕様が分かる資料	カタログ、パンフレットなどの写し(型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの)

※申請した機器の一部を取り下げる場合は、取り下げ書ではなく、変更交付申請書をご提出ください。

【補助金額に変更がない場合】

実績報告書中の「設置等する機器の補助対象経費の内訳」に変更内容を記入してください。変更後の契約書または見積書、設置機器または購入車両の仕様が分かる資料(カタログ、パンフレットなどの写し)を添付してください。

補助金の申請を取り下げる場合

補助金を申請した機器の設置等を中止するなど、補助金の申請を取り下げる場合は、速やかに「富士宮市創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金交付申請取り下げ書」(市指定の様式)を環境企画課に提出してください。

※現地調査により事前着手、事前購入があった場合、取り下げ書を提出していただきます。

その他

- 原則として、申請者本人による提出をお願いします。やむを得ず、機器設置工事業者や車両販売業者が代理で提出する場合は、「代理人選任届」を添付してください。なお、申請の内容について伺うことがありますので、説明できる方による提出をお願いします。
- 交付申請書及び実績報告書に記入する際には、インクが消えない筆記具を使用してください。
- 富士宮市への代理人選任届には、朱肉を使って押す印鑑(代表者印)を使用してください。
- 代理人により補助金を申請する場合であっても、補助金の内容・申請方法等について申請者も把握していただきますようお願いいたします。

クリーンエネルギー自動車の実績報告時の注意点

- クレジットによる支払いの場合は、クレジットの契約書を添付してください。
- オプションの追加や下取価格の変更等により申請時に提出した見積書の金額と最終的な支払金額が異なる場合や見積書に割賦手数料が含まれていない場合は、実績報告時に最新の見積書(注文書)を添付してください。
- 申請時に提出した見積書の金額と領収書(クレジットの契約書)の合計が一致するようにしてください。頭金を現金による支払い、残額をクレジットによる支払い(分割払い)とするなど、複数の支払方法を組み合わせる場合は、すべての領収書の写しを提出してください。
- 銀行振込による支払いの場合は、金融機関の振込受領書等ではなく、自動車販売店が発行する領収書の写しを提出してください。

Q&A

【補助の対象について】

Q1 個人事業主は補助対象になりますか？

A1 補助対象となります。なお、店舗併用住宅の場合、店舗と居宅で電力量計(スマートメーター)を分けてあり、電力需給契約者が事業所名ならば補助対象となります。

Q2 本社が市外にあり、事務所や店舗が富士宮市にある場合、補助対象となりますか？

A2 補助対象となります。ただし、発電・蓄電した電力を市外の事業所で使用する場合は、**補助対象外**となります。

Q3 市内に支店が複数ある場合、全支店が補助対象ですか？

A3 全支店が補助対象となります。

【補助対象機器について】


Q1 電気自動車をリースで導入する場合、補助対象になりますか？

A1 **補助対象外**です。自家用として所有し、新規登録する場合、補助対象となります。

Q2 野立てによる太陽光発電設備も補助対象となりますか？

A2 事業所等の敷地内に設置し、事業所の電力として使用する場合は補助対象となります。(市条例の規定により、届出が必要になる場合がございます。)

交付申請書・変更交付申請書・実績報告書・交付申請
取り下げ書・チェックリスト・代理人選任届の様式は
富士宮市のホームページからダウンロードできます。

富士宮市 創エネ・蓄エネ で検索 

トップページ⇒事業者の皆さんへ⇒産業・環境⇒
地球温暖化対策⇒創エネ・蓄エネ機器設置費等
補助金(事業者用)

■書類提出先及び問合せ先■

富士宮市役所 環境企画課 環境エネルギー室
〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地
電話：0544-22-1131 (直通)
FAX：0544-22-1207
Mail：kan-ene@city.fujinomiya.lg.jp